

資源ごみの出し方

- 指定された収集日の午前6時から8時30分までに出してください。
- 濡れた紙類（新聞、雑誌、段ボールなど）は、資源物としてリサイクルができません。雨の場合は、次回の収集日に出してください。
- ペットボトルはラベルを剥がして、キャップをはずし、水洗いしてから捨ててください。剥がしたラベルとキャップは燃えるごみに出してください。（ただし、全面白のキャップのみ資源物として集めますので、袋に入れてペットボトルのカゴに入れてください。）
- 資源ごみの出し方については、「家庭ごみの分け方・出し方・減らし方」の配布冊子をご覧ください。



☎ 環境対策課廃棄物対策係
☎46-5528

キャップを外し、ラベルを剥がしてお

10月1日から指定ごみ袋の有料化が始まります

現在使用している指定ごみ袋から、新たな指定ごみ袋に切り替わります。

指定ごみ袋の「有料化」とは？

「有料化」は、ごみを出す量に応じて、その処理手数料を負担いただく仕組みです。指定袋を購入することで、処理手数料を支払うことになります。対象は「家庭ごみのうち指定袋で出される可燃ごみ」です。指定袋の価格は次のとおりです。

袋サイズ	容量	単価	10枚あたり
大	45リットル	30円	300円
中	30リットル	20円	200円

※10枚を1セットで販売します。

住民説明会の実施やごみ袋の切り替え、詳細については随時ご案内します。生ごみ・資源ごみへの分別によりごみの減量化にご協力をお願いします。

☎ 環境対策課廃棄物対策係 ☎46-5528

大規模土地取得に関する届出

一定面積以上の大規模な土地の取引をしたときは、権利取得者（売買であれば買主）は、国土利用計画法第23条に基づき、契約を結んだ日から2週間以内に土地の利用目的などを届け出る必要があります。

届出が必要となる土地取引の規模

都市計画区域外	10,000㎡以上の一団の土地
都市計画区域内	5,000㎡以上の一団の土地

届出方法

町に届出書を提出してください。（町を経由し、宮城県知事へ届け出ます）
※届け出に必要な様式などは企画課に備え付けてあります。

☎ 企画課政策調整係 ☎46-1371

プレミアム付商品券を発行します

消費税率の引き上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするために、プレミアム付商品券を発行します。

商品券概要

- 購入限度額 ▶ 券面額25,000円（販売額20,000円）
※販売単位は5,000円（500円×10枚）で、購入対象者一人につき25,000円分の商品券を購入できます。
- 割増率 ▶ 25%（割増補助額5,000円）
- 使用可能期間 ▶ 10月～2020年3月
- 使用可能店舗 ▶ 町内の店舗を対象に現在募集中
※使用可能店舗は、対象者に別途チラシを送付しお知らせします。

購入対象者

2019年度住民税非課税者

住民税を課税されている人に扶養されている人、生活保護を受給している人は対象となりません。

小さな乳幼児のいる子育て世帯

2016年4月2日～2019年9月30日までに生まれた子どもがいる世帯の世帯主が購入対象者となります。

購入引換券の交付を申請する

申請書に必要事項を記入し、町に提出してください。
※申請書は町から送付します

購入引換券を受け取る

町から購入引換券を送付します。

商品券を購入する

町が別途指定する窓口で商品券を購入してください。商品券の購入には購入引換券と本人確認書類が必要です。

商品券を使用する

商品券は、10月から2020年3月までの間に取扱店で使用できます。

☎ 企画課政策調整係 ☎46-1371



無責任な餌やりは控えましょう

飼い主のいない猫を増やさないために

飼い主のいない猫の増加により、「庭にふんや尿をする」、「家に入ってくる」など苦情や相談が寄せられています。一時的な感情で餌を与えてしまうと、ふんや尿による住環境の悪化や、鳴き声による住民とのトラブルの原因となる場合があります。むやみに餌を与えることは控えましょう。

☎ 環境対策課環境政策係 ☎46-5528